仕様書枚数　表紙共１３枚
仕様書番号　第５０号
作成年月日　令和８年１０月２８日
作　成　者　座間駐屯地　業務隊
　　管 理 科　営 繕 班

１４号建物防犯・入退室管理設備修理

仕　　様　　書

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科

件　　名	１４号建物防犯・入退室管理設備修理	図面番号	１／１３
種　　別	仕 様 書 （ 表 紙 ）	縮　　尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科			

仕　様　書

1　件　名
　１４号建物防犯・入退室管理設備修理
2　場　所
　神奈川県相模原市南区新戸２９５８番地　陸上自衛隊座間駐屯地内
3　概　要
　１４号建物防犯・入退室管理設備部品交換、作動調整　一式

共通仕様書

1　一般事項
(1)　適用範囲
　本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」（最新版）（以下「共仕」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」（最新版）（以下「共改仕」）を準拠並びにメーカー仕様及び官側の指示に適用する。
(2)　受注者は、設計図書（共仕及び共改仕、仕様書、質問回答書）に従い、責任をもって履行する。

2　用語の定義
(1)　「検査官」とは、官側の指定された検査官をいい、「監督官」とは、官側の指定された監督官をいう。
(2)　「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者または官側に通知された現場代理人をいう。
(3)　「現場代理人」とは、契約の履行、作業員の指揮監督、関係部署との連絡調整業務等について統括し、受注者が届出た現場責任者をいう。
(4)　「作業員」とは、現場代理人の指揮監督に従い本作業に従事する者をいう。
(5)　「監督官の承諾」とは、受注者等が監督官に対し、書面で申し出た事項について監督官が書面をもって了解することをいう。
(6)　「監督官の指示」とは、監督官が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
(7)　「監督官と協議」とは、監督官と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
(8)　「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
(9)　「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
(10)　「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために検査官が行う検査をいう。
(11)　「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号)に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、検査官が行う検査をいう。

3　官公署その他への届出手続等

(1)　工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(2)　(1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。

(3)　関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

4　書面の書式及び取扱い

書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式を基本とするほか次による。

(1)　工程表

(2)　工事日誌

(3)　工事打合せ簿（発生の都度）

(4)　工事材料搬入報告書

(5)　物品貸与簿（発生の都度）

(6)　材料支給簿（発生の都度）

(7)　施工体制台帳及び施工体系図（発生の都度）

（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督官に提出する。）

(8)　その他必要な書類（監督官の指示による。）

5　設計図書等の取扱い

設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用または閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用または閲覧について、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

6　関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督官の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

7　疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合または現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合または設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督官と協議するとともに記録を整備する。

8　工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告する。

(1)　埋蔵文化財調査の遅延または埋蔵文化財が新たに発見された場合

(2)　関連工事等の進捗が遅れた場合

(3)　工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(4)　第三者または工事関係者の安全を確保する場合
(5)　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合または工事現場の状態が変動した場合

9　工期の変更に係る資料の提出
契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督官に提出する。

10　埋蔵文化財その他の物件
工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督官に報告する。その後の措置については、監督官の指示に従う。なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

11　関係法令等の遵守
工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

12　工事関係図書
(1)　実施工程表
ア　工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督官の承諾を受ける。
イ　実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
ウ　契約書に基づく条件変更等により実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督官の承諾を受ける。
エ　ウによるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督官に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
(2)　工事の記録等
書式等は、「工事打合せ簿」を基本とする。
ア　監督官が指示した事項及び監督官と協議した結果について、記録を整備する。
イ　工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。(様式随意)
ウ　次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
(ｱ)　設計図書に定められた施工の確認を行った場合
(ｲ)　工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能または容易でない部分の施工を行う場合
(ｳ)　一工程の施工を完了した場合
(ｴ)　適切な施工であることの証明を監督官から指示された場合
(3)　(2)の記録等について、監督官から請求されたときは、提示又は提出する。

13　施工管理
(1)　設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、現場代理人及び作業員をもって施工管理体制を確立し、品質、工程安全等の施工管理を行う。
(2)　現場代理人は、工事の施工に携わる作業員に、工事関係図書及び監督官の指示の内容を周知徹底する。また、作業中は原則常駐とし、現場管理を徹底するとともに監督官の指示を確実に履行できる状態を確保する。

14　施工管理技術者

(1)　施工管理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。

(2)　施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督官に原本を提示する。

15　電気保安技術者

一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士または第二種電気工事士の資格を有する者とし資格等を証明する資料を監督官に原本を提示し承諾を受ける。

16　施工条件

(1)　駐屯地内での施工日及び施工時間は、平日０８：３０～１７：００までとし土曜日、日曜日及び祝祭日の施工は原則として実施しない。ただし、設計図書に定めのある場合またはあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(2)　工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、監督官の指示による。

17　施工中の安全確保

(1)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号)、その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）(令和元年 9 月 2 日付国土交通省告示第 496 号)及び建築工事安全施工技術指針(平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

(2)　同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督官から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。

(3)　気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

(4)　工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督官と協議する。

18　火気の取扱い

建築物内での施工に当たり、火気は使用しない。ただし、やむを得ず、火気を使用する場合または作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。

(1)　使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。

(2)　火気の使用箇所付近に可燃性のもの及び危険性のあるものを置かない。

(3)　火気の使用箇所付近は、防炎シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。

(4)　作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

19　交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

20　災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督官に報告する。

21　施工中の環境保全等

(1)　建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号)、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号)、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱(平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 3 号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全に努める。

(2)　仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（ＧＨＳに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（ＳＤＳ））による安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

(3)　工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

22　発生材の処理等

(1)　発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。
なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議する。

(2)　発生材の処理は、次による。

ア　発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）含有物とする。
なお、引渡しを要するものは、監督官の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督官に提出する。

イ　発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。
なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督官に提出する。

ウ　アからイまで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督官に報告する。なお、産業廃棄物に関しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）を契約工期内に提出する。

エ　特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。

オ　ＣＣＡ処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。

カ　せっこうボードの処理方法は、次による。

(ｱ)　石綿含有せっこうボードの処理は、特記による。

(ｲ)　ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理は非含有せっこうボードと分別して解体した後、解体した材料を製造業者に処分を委託するか、または、管理型最終処分場で埋立処分するものとし、適用は特記による。

キ　カの(ｱ)及び(ｲ)以外のせっこうボードの処理は次の①または②により、適用は特記による。

① 最終処分とする場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。

② 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ、適切に分別した後、再資源化施設で再資源化する。

ク　ＰＣＢ含有シーリング材の処理は、次による。

(ｱ)　ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。

(ｲ)　ＰＣＢ含有シーリング材は、ＰＣＢが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督官に引き渡す。

ケ　建設廃棄物の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たり、周辺の生活環境に影響を及ぼさない。また、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、分別した廃棄物の種類ごとに保管する。

コ　建設廃棄物の運搬、処分等の委託

(ｱ)　建設廃棄物の運搬、処分等の委託契約は、廃棄物処理法に基づき、委託先ごとに、個別に書面で行う。また、運搬または処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。

(ｲ)　建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬事業者とする。

なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。

(ｳ)　建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物処分事業者とする。

(ｴ)　混合廃棄物の処分または再生の委託先は、選別設備を有する中間処理施設または再資源化施設とする。

(ｵ)　建設廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認する。

23　既存部分等への処置

(1)　工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

(2)　既存部分の養生は、特記による。

(3)　工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督官に報告するとともに、承諾を受けて受注者負担のうえ速やかに原状に準じて補修する。

24　後片付け

工事の完成に当たり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

25　材　料

(1)　環境への配慮

ア　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号(以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。

イ　使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

(2)　材料の品質等
　使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
(3)　使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督官に提出する。ただし、設計図書に定めるＪＩＳまたはＪＡＳの材料で、ＪＩＳまたはＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合またはあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(4)　製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した証明書等を、監督官に提出する。
(5)　工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督官に報告する。
(6)　調合を要する材料は、調合表等を、監督官に提出する。
(7)　設計図書に定める材料の見本を提示または提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督官の承諾を受ける。

26　材料の搬入
　工事現場へ材料を搬入するごとに、監督官に報告する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

27　材料の検査等
(1)　工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(2)　(1)による検査の結果、不合格となった材料は、直ちに工事現場外に搬出する。
(3)　設計図書に定めるＪＩＳ若しくはＪＡＳのマーク表示のある材料または規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取扱うことができる。

28　材料の検査に伴う試験
(1)　材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督官の承諾を受けた試験方法による。
(2)　試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督官の承諾を受ける。
(3)　試験は、監督官の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
(4) 試験の結果は、監督官に報告する。

29　材料の保管
　搬入した材料は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。なお、搬入した材料のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。

30　石綿含有建材の調査

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

(1)　調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。

(2)　調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督官に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正 令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。

(3)　調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督官と協議する。

31　技能士

(1)　技能士は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士または単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。

(2)　技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

(3)　技能士の資格を証明する資料を、監督官に原本を提示する。

32　技能資格者

(1)　技能資格者は、工事に相応した能力を有する者とする。

(2)　技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督官に原本を提示する。

33　施工の検査等

(1)　設計図書に定められた場合または監督官が指示した工程を施工した場合は、監督官の施工確認を受ける。

(2)　見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督官の承諾を受ける。

(3)　施工確認に用いる基準巻尺は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の１級とし受注者が準備する。

34　施工の立会い

(1)　設計図書に定められた場合又は監督官の指示を受けた場合の施工は、監督官の立会いを受ける。

(2)　受注者は、監督官の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

35　化学物質の濃度測定

(1)　建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。

(2)　測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は、特記による。

(3)　測定結果は、監督官に提出する。

36　工事検査及び技術検査

(1)　工事検査

ア　契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督官に提出することができる。

(ｱ)　監督官の指示を受けた事項が全て完了していること。

(ｲ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。

イ　アの通知の請求に基づく検査は、事前に監督官と協議し決定した発注者から通知された検査日に受ける。

ウ　受注者は、工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

(2)　技術検査

ア　公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。

(ｱ)　36 の(1)に示す工事検査を行うとき。

(ｲ)　工事施工途中における技術検査（中間技術検査）の実施回数及び実施する段階が特記された場合は、その実施する段階に到達したとき。

(ｳ) 発注者が特に必要と認めたとき。

イ　技術検査は、事前に監督官と協議し決定した日に受ける。

ウ　受注者は、技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

37　完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、次による。なお、検査官の検査を受ける前に監督官に提出する。

(1)　工事写真（写真帳Ａ４版に整理したもの１部）

(2)　保全に関する資料（１部）

ア　建築物等の利用に関する説明書（保証書等含む。）

イ　機器取扱い説明書

ウ　機器性能試験成績書

エ　官公署届出書類

オ　産業廃棄物管理票（マニュフェスト（Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票）の写し１部）

カ　その他監督官から指示された書類（指示された部数）

38　入門手続き等

座間キャンプ内への入門については、在日米陸軍が定める関係規則に従い次のとおりとする。

受注者等（作業員含む。）及び車両の座間キャンプ内への入門にかかる申請は官側で実施するため、受注後速やかに監督官が指示する書類を監督官に１部提出する。

(1)　米軍キャンプ座間入門者名簿

(2)　名簿に記載された事項を証明する次の内１点の書類の写し

ア　運転免許証（表・裏）

イ　パスポート

ウ　マイナンバーカード（１６桁の個人番号が必要、入門当日本籍地が記載された６か月以内に発行された住民票の写しの提示が必要）

(3)　車両で入門する場合、入門当日に車検証、自賠責保険証、任意保険証（保障：対人３０００万円以上、対物３００万円以上）が必要

特記仕様書

1　対象設備

交換設備は、【表１】とする。　　【表１】

設置場所	品　名	交換部品	交換数量
１４号建物 ４　階 事務室	防犯・入退室 管理装置	ＵＰＳバッテリー 84517470-001	１台

2　試　験

示された部品を交換し、機器接続後に動作試験を行い防犯・入退室管理設備が正常に作動するよう設定調整する。

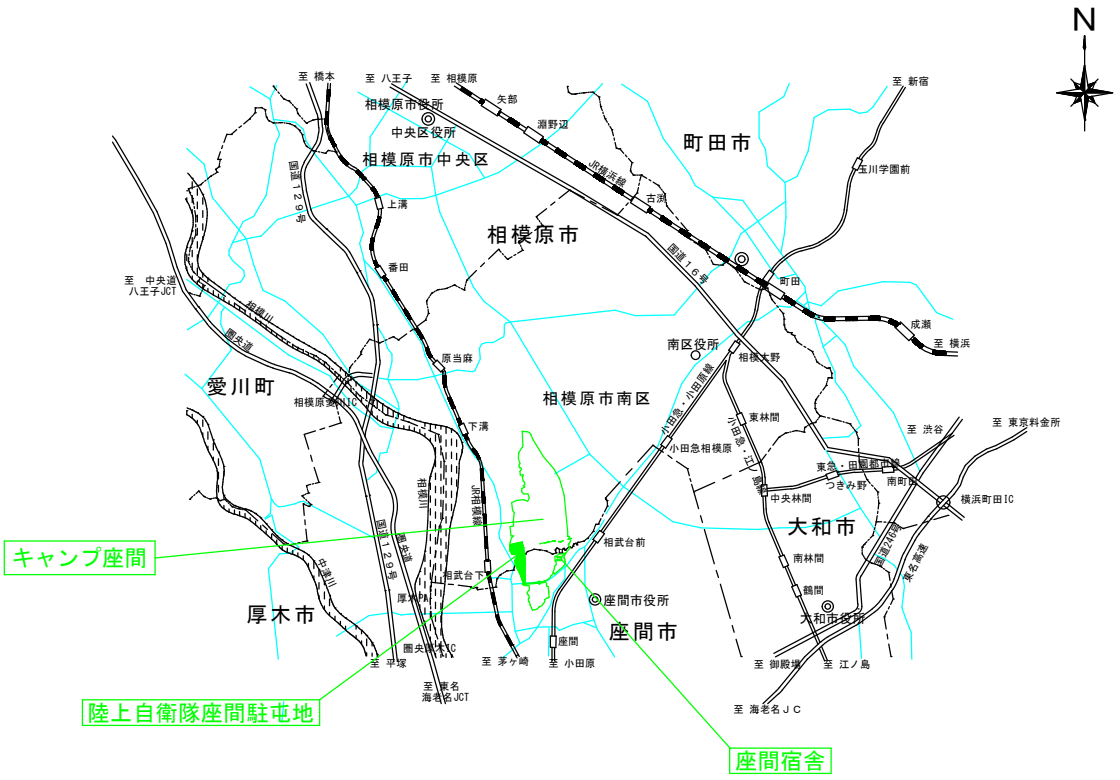
3　その他

座間駐屯地内での作業日時は、監督官と事前に十分に調整する。

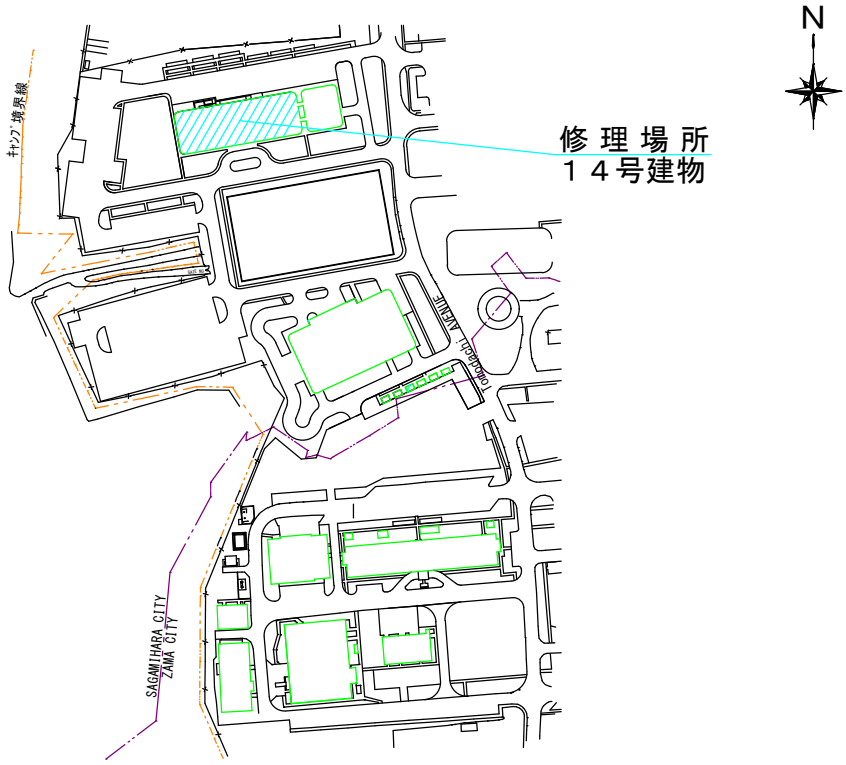
4　石綿含有建材調査における事前調査はなし。

5　発生材は、すべて官側に引渡しを要する。

件　　名	１４号建物防犯・入退室管理設備修理	図面番号	１１／１３
種　　別	仕様書（特記仕様書）	縮　　尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科			

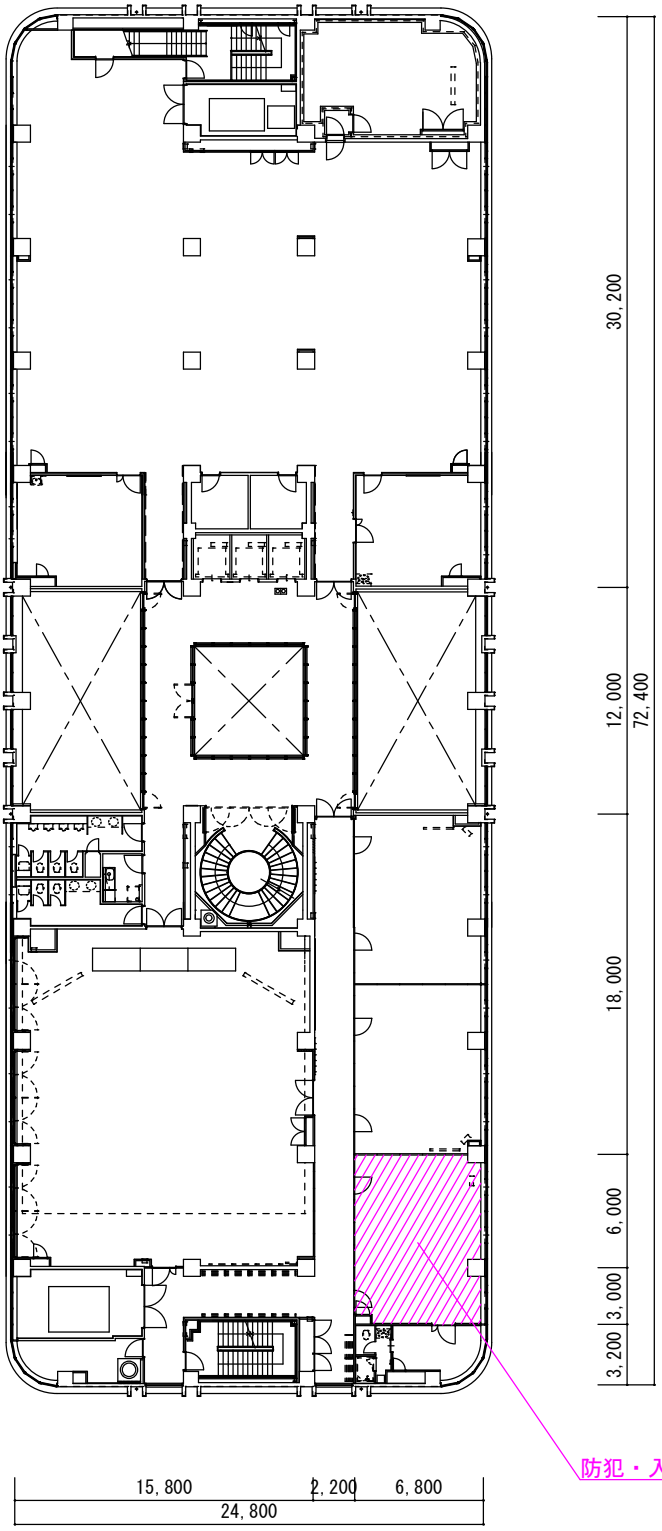


案内図　Ｓ＝１：Ｘ



配置図　Ｓ＝１：Ｘ

件　名	１４号建物防犯・入退室管理設備修理	図面番号	１２／１３
種　別	案　内　図　・　配　置　図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科			



４階平面図　Ｓ＝１：Ｘ

件　　名	１４号建物防犯・入退室管理設備修理	図面番号	１３／１３
種　　別	４　　階　　平　　面　　図	縮　　尺	図　　示

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科